

地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成23年度剰余金の翌事業年度充当について

1 剰余金の翌事業年度充当の考え方

剰余金の翌事業年度への繰越しに係る知事の承認（経営努力認定）

（地方独立行政法人法第40条第3項、地方独立行政法人会計基準第72）

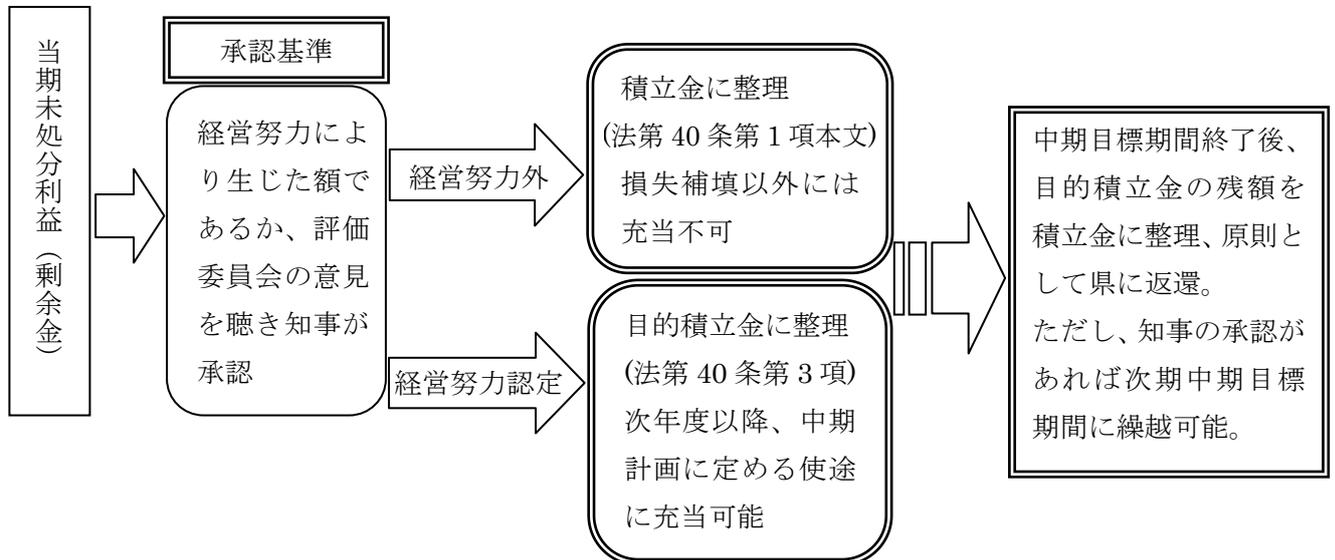
- (1) 法人は、剰余金があるときは、中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。

【中期計画に定める剰余金の使途】

〔 決算において剰余金が発生した場合は、生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等に充てる。 〕

- (2) 「剰余金の使途」に充てることができる剰余金は、法人の経営努力により生じたものである。
- (3) 経営努力分に該当する根拠は法人が説明し、知事が評価委員会の意見を聴取した上で承認（経営努力認定）する。

【剰余金の流れ】



※ 法とは、地方独立行政法人法のことをいう。

（地方独立行政法人法第40条要約）

決算における剰余金は、原則として、「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」とし、中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。
ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 承認基準に掲げる経営努力認定の考え方

(1) 会計基準に基づく考え方

経営努力により生じたと認められる利益は、会計基準第 72 の内容に基づき、次のとおりとする。

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
 - ア あおもり農商工連携支援基金から生じた運用益
 - イ 農産物販売等収益
- ② 運営費交付金に基づく収益において、中期計画（年度計画）の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益
- ③ その他法人において経営努力によることを立証した利益

ただし、（地独）青森県産業技術センターの運営費交付金は、業務のための支出額を限度として収益化する費用進行基準を採用しているため、上記①の自己収入が経営努力認定の対象となる。

(2) 承認を受けようとする剰余金の内容

剰余金	48,859,734 円
（内訳）	
積立金	17,608,372 円
目的積立金	31,251,362 円
〔（内訳） あおもり農商工連携支援基金から生じた運用益 11,554,956 円〕	
	農産物販売等収益 19,696,406 円

(3) 県における考え方

中期計画及び年度計画に沿って適正に事業を遂行した上で、自己収入から生じた利益は、経営努力によるものと認定し、目的積立金として整理する。

平成23年度 地方独立行政法人青森県産業技術センターの剰余金の概要及び翌事業年度充当の承認案について

剰余金の翌事業年度充当の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

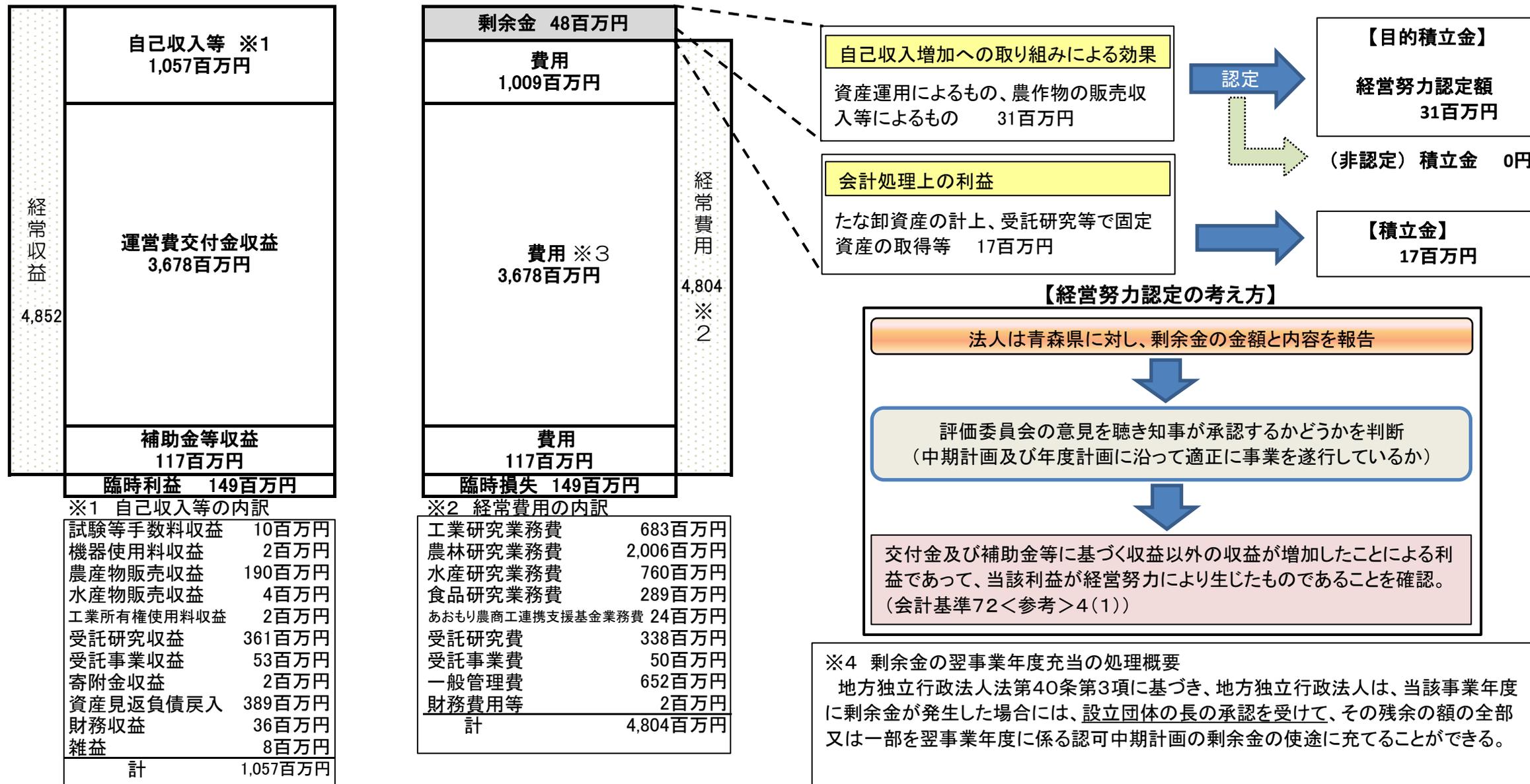
- (1)当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- (2)法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

損益計算書

経常収益	4,852百万円	経常費用	4,804百万円
臨時利益	149百万円	臨時損失	149百万円
合計	5,001百万円	当期未処分利益	48百万円
		合計	5,001百万円

剰余金の主な要因

剰余金の翌事業年度充当の承認(案) ※4



※4 剰余金の翌事業年度充当の処理概要
地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

(参考)

○地方独立行政法人法（抄）（平成15年7月16日法律第118号）

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 (略)

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

(平成16年3月24日総務省告示第221号)

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものでは

なく、合理的な使途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。) から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること

(2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

○青森県地方独立行政法人法施行細則(平成20年3月31日青森県規則第22号)

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年3月24日総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。